

令和元年度 職員提案応募用紙

受理番号

R1-23

標 題	フレックス制度の導入について	
提案を総括すべき課	人事課	
改善前	改善後	
<p>秦野市版「働き方改革」スマート・ワーク取組指針で、時差勤務制度の徹底を必須としている。</p> <p>審議会の夜間対応やシステム更新作業等就業時間後にしか業務ができない場合に有効だが、制度の活用が徹底されていない。</p>		<p>時差勤務制度が活用されるように取り組むとともに、労働時間を2、3時間長くした日の代わりに、別の日を同じだけ短くする「フレックスタイム制」を導入（この場合、必ず勤務する時間(コア・タイム)を設ける）することで、子育てや介護をする職員等が柔軟な働き方を選べるように制度化する。</p> <p>※複数の自治体で既に導入事例あり。</p>
改善効果	実践状況	
<ul style="list-style-type: none"> ・月末・月初に処理する業務で恒常的に残業が発生し、それ以外の日は余裕のある場合には、フレックスタイム制を導入すれば、月末・月初を時間外勤務にすることがなくなるため、時間外手当の削減あるいは、サービス残業を減らすことができる。 ・柔軟な働き方を選べることで、職員のモチベーションがあがり生産性の向上が期待できる。 	<p>提案内容を既に実践している場合はここにチェックを↓</p>	

※写真等の添付可